

第73回国民体育大会セーリング競技鹿児島県選考レース

主 催：鹿児島県セーリング連盟

開催期日：平成30年7月1日（日）、7月7～8日（土日）

開催場所：鹿児島県平川ヨットハウスとその沖合

帆 走 指 示 書

1 適用規則

本大会は2017～2020年セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。

2 競技者への通告

競技者に対する通告は、平川ヨットハウス艇庫前に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下「指示」という）の変更は、それが発効する当日の09：00までに掲示される。

4 陸上で発する信号

4.1 陸上で発せられる信号は、平川ヨットハウス艇庫前のポールに掲げられる。

4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1分』を『30分以降』と置き換える。

4.3 【DP】音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する。」ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。

5 レースの日程

5.1 レース日程

2018年7月1日（日）成年種目

8：30～ 受付

9：00～ 開会式、ブリーフィング

10：25～ 成年男女国体ウインドサーフィン級第1レース スタート予告信号予定時刻

10：30～ 成女セーリングスピリッツ級第1レース スタート予告信号予定時刻

10：35～ 成男レーザー級・成女レーザーラジアル級第1レース スタート予告信号予定時刻
引き続きレース（最大4レース）

2018年7月7日（土）少年種目

8：30～ 受付

9：00～ 開会式、ブリーフィング

10：25～ 少年男女420級 第1レース スタート予告信号予定時刻

10：30～ 少年男女レーザーラジアル級 第1レース スタート予告信号予定時刻

引き続きレース（最大4レース）

2018年7月8日（日）

8：30～ ブリーフィング

10：25～ 少年男女420級 その日の最初のレース スタート予告信号予定時刻

10：30～ 少年男女レーザーラジアル級 その日の最初のレース スタート予告信号予定時刻

引き続きレース（最大4レース）

5.2 レースが海上にて引き続き行われる場合、レース委員会信号艇に1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まる事を注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響1声とともに『オ

レンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

- 5.3 7月1日及び7月8日は15:00を越えて予告信号が発せられることはない。
- 5.4 各クラス1日最大4レースを予定する。なお少年種目は2日間で8レースを予定する。

6 クラス旗

クラス	旗
成年男女国体ウィンドサーフィン級	ウィンドサーフィン旗
成年女子セーリングスピリッツ級	SS旗
成年男子レーザー・成年女子レーザーラジアル級	レーザー旗
少年男女420級	420旗
少年男女レーザーラジアル級	レーザー旗

7 レース海面

【別添図A】にレース海面を示す。

8 コース

- 8.1 【別添図B】は、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前または**予告信号と同時に**レース委員会信号艇に「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9 マーク

- 9.1 回航マーク1、2、3は、オレンジ色円筒形パイとする。
- 9.2 スタート・マークは、黄色円筒形に【S】と記載されたパイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、赤色涙型パイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークはピンク色円筒形パイとする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スターボード端にあるスタート・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポート端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった(DNS)と記録されるこれは規則A4、A5を変更している。
- 10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30に抵触した艇の番号は、次のレースの予告信号前に、レース委員会信号艇のスターン掲示板に掲示される。
- 10.4 【DP】他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【別添図C】にスタートエリアを示す。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

フィニッシュラインは、オレンジ旗を掲揚しているポールと黄色涙型旗の間とする。フィニッシュラインに位置するボートは青旗を掲揚している。ただし、トライアングル上下コース・ポートフィニッシュの場合は反転する。

13 最初のマークの目標時間及びタイム・アローワンス

- 13.1 スタート後およそ 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。この目標時間通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1 (a) を変更している。
- 13.2 規則 30.3 に違反しないで、先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュ後、15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』として記録される。この項は A4、A5 を変更している。

14 ペナルティー方式

規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。

15 抗議と救済の要求

- 15.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。
- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後約 30 分以内に通告を掲示する。
- 15.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示される。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
 - (a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
 - (b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.7 規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.8 審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
 この項は、規則 66 を変更している。
- 15.9 プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

16 得点

- 16.1 本大会が成立するには 1 レースが完了しなければならない。
- 16.2 成年種目の得点は全レースの合計得点とする。少年種目については、完了したレースが 4 レース以下の場合、全レースの合計得点とする。5 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 失格 (DSQ・DNE)、または競技規則 30.3 に基づき失格 (BFD) とされた艇の得点は、「当該種目参加艇

数+3点」とし、OCS、DNS、DNF、DNC、UFDは「当該種目参加艇数+1点」とする。これは付則A4.2を変更している。

- 16.4 指示 17.1 の出艇及び帰着申告違反艇はレース委員会により PTP と記録され、確定順位に 3 を加えた得点が審問なしにペナルティーとして与えられる。但し、DNF より悪い得点が与えられることはない。この項は規則 63.1 及び A5、A11 を変更している。
- 16.5 出艇申告違反の場合は直後に行われ成立したレースに対し、帰着申告違反の場合直前に行われ成立したレースに対しペナルティーが与えられる。

17 安全規定【DP】

17.1 各艇の出艇申告及び帰着申告

- (a) 出艇及び帰着申告は、出艇帰着申告所において艇長の署名により行う。
- (b) 出艇申告は、出艇までに所定の用紙に署名し、出艇しなければならない。
- (c) 帰着申告は、帰着後速やかに行わなければならない。その日の最終レース終了後に帰着申告する場合は、遅くとも抗議締切時刻までに完了しなければならない。

- 17.2 レースからリタイアした艇は、速やかにレース海面を離れ、可能であれば出来るだけ早くリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。
- 17.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1 (b) を変更している。
- 17.4 艇は、安全を目的とした適当な大きさの浮力体をマストトップ付近に取り付けても良い。なお、この浮力体のレース中における紛失流失は、抗議の対象とはならない。また、その交換は指示 18 に抵触することはない。

18 装備の交換【DP】

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾を要す。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に「装備交換申請書」を提出し行うこと。

19 支援艇【DP】

- 19.1 支援艇は、レース委員会に支援艇登録をした後でないとは出艇できない。支援艇はレース委員会事務局が支給する緑色旗（またはリボン）を掲揚すること。
- 19.2 監督・コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。（【添付図 E】参照のこと。）
- 19.3 レース委員会信号艇に数字旗 8 が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事すること。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。
- 19.4 支援艇はレース委員会艇の無線通話を傍受してはならない。数字旗 8 が掲揚された場合を除く。
- 19.5 指示 19.1、19.2 に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない艇は、以降の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

20 装備と計測のチェック【DP】

艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上では、艇は、レース委員会のイクイップメント・インスペクターまたはメジャーにより検査のために指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わな

ればならない。

21 ごみの処理【DP】

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

22 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇……………ピンク色旗を掲揚（レース委員会信号艇は除く）

プロテスト委員会ボート……………白地に赤字でPの旗を掲揚

23 無線通信

全てのレース艇は海上でのワイヤレスの通信機器（携帯電話を含む）の所持及び使用を禁止する。

24 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクで大会に参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、大会前、大会中または大会後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する

【別添図 A】：レース海面



【別添図B】：コース見取り図（S = Start, F = Finish）

成年種目

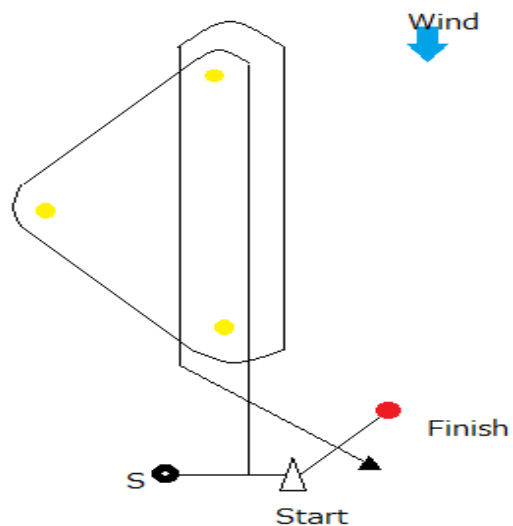
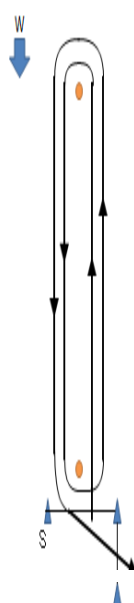
上下ソーセージコース

S-1-2-1-2-F

少年種目

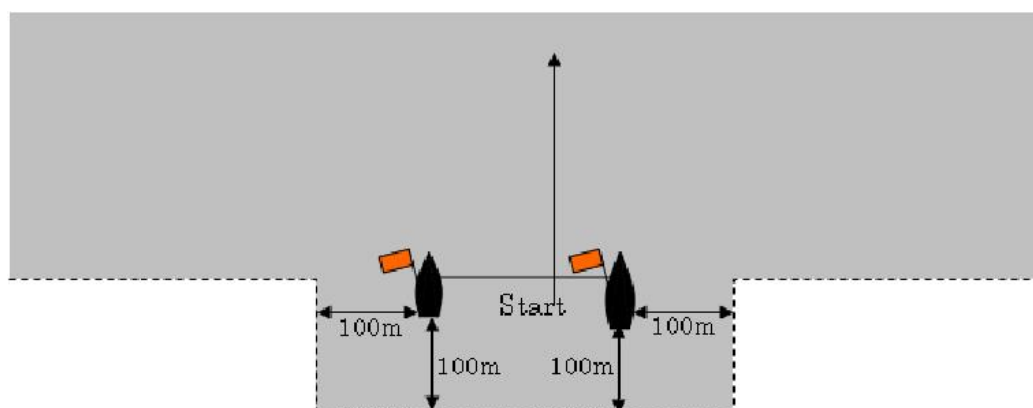
トライアングル上下コース・ポートフィニッシュ

S-1-2-3-1-3-F



【別添図C】：スタート・エリア（で示す）

指示 10.4 に規定する「スタート・エリア」



潮見表

日	曜日	潮	満潮				干潮			
			時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1	日	中	9:02	254	22:11	261	3:38	112	15:43	37
7	土	小	1:43	233	14:20	211	8:18	113	20:21	122
8	日	長	2:47	235	15:50	221	9:27	96	21:40	128